

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、公正かつ透明な継続的企業活動により社会に貢献するとともに、収益を向上させ資本の提供者である株主に利益を還元することを経営の基本目的とし、その実現のため以下の通りコーポレートガバナンス(企業活動を律する枠組み)の充実に努めております。

1. 株主の権利保護及び株主平等の確保

当社は、コーポレートガバナンスの要である株主の権利を実質的に保障するために、開かれた株主総会を目指し、株主が株主総会に参加しやすい環境を整備するとともに経営者と株主がコミュニケーションをとれるように努めております。

また、当社は、株主平等の原則に従って、当社の企業活動が特定の株主の利益に偏り実質的に他の株主の権利侵害となることがないように株主間の公平性の確保に努めるとともに、適切な情報開示を行っております。

さらに、コーポレートガバナンス基本方針および企業行動指針において、一般株主の保護のため一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保する旨を定め、経営陣から独立した独立役員を複数名選任しております。

2. ステークホルダーとの関係

当社は、株主だけでなく、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等のステークホルダー(利害関係者)についても円滑・良好な関係を構築することが継続的な企業活動を行うために不可欠であると認識し、「技術への挑戦と顧客からの信頼」、「人間性の尊重」、及び「地域社会への貢献」を企業理念に掲げ、製品品質と顧客満足の上昇、従業員の生活の安定・向上、地域社会における環境保全活動、債権者への適切な情報提供、取引先への指導・協力などに努めております。

3. 情報開示と透明性

当社は、株主の適切な権利行使と市場における投資家の適切な企業評価のために、当社の企業活動について迅速かつ適切な情報開示を行うとともに、情報に容易にアクセスできるよう自社のホームページを利用するなど社内体制の整備を進めており、また、情報管理については、内部者取引管理規則を制定し、役員、従業員、支配株主などの会社関係者によるインサイダー取引その他の不正行為を未然に防止する体制を確立し、株主・投資家の信頼を得られるよう努めております。

4. 経営・業務執行の監視・監督

当社の取締役会は取締役7名で構成され、そのうち2名は独立性の認められる社外取締役であります。取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。また、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役3名で構成されております。各監査役は、取締役とは職責を異にする独立の機関として取締役会に出席し積極的に意見を表明すべきことを認識し、十分な経営チェックを行える体制となっております。社外監査役には、第三者的立場及び専門的見地から当社の経営意思決定者に対し適切なアドバイスをを行うことのできる豊富な知識と経験を有する外部の有識者を選任しております。また、当社と会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、公正かつ適切な会計監査が実施されております。

さらに、当社は、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しております。また、経営・業務執行の効率性の向上と適正性の確保及びコンプライアンス体制の確立を目的として内部統制室を設置し、内部監査委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の運営を通して経営・業務執行の監視・監督を行うほか子会社の管理を含む内部統制システムの整備・改善を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4(議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳の推進)】

【補充原則3-1-2(英語での情報の開示・提供の推進)】

→ 当社における外国人株主の持株比率は1%を下回っており、現状では、議決権の電子的行使を可能とする環境整備や招集通知等の英訳は実施していませんが、今後は、外国人株主の持株比率や海外投資家の動向なども踏まえ、必要に応じて、議決権行使の電子化や東証プラットフォームへの参加、招集通知等の英訳の実施について検討いたします。

【補充原則3-1-1(経営戦略・経営計画の開示)】

【原則5-2(経営戦略や経営計画の策定・公表)】

→ 当社は、3か年の中期経営計画を策定し、グループ各社・各事業部門に売上・利益目標を設定しておりますが、この経営目標は別途開示している業績予想における数値よりも達成難度を高めており、公約(コミットメント)として設定しているものではないことから、経営戦略の概要やアクションプランについては適宜開示しているものの、数値目標については従前より情報開示の対象とはしていません。数値目標を含めた経営計画の開示につきましては今後の課題と認識しております。

【補充原則4-1-3(最高経営責任者等の後継者の計画の監督)】

→ 当社は、現在のところ、最高経営責任者の後継者については計画しておりません。今後、状況に応じて取締役会において検討してまいります。

【補充原則4-4-1(監査役会と社外取締役との連携)】

→ 当社は、現在、取締役会以外に、監査役会と社外取締役とが相互に連携を行う正式な意見交換会等の場を設けておりませんが、今後は、情報交換や認識共有を図るため、意見交換を行う機会を設けることを検討しております。

【補充原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)】

→ 当社において、独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献しておりますが、現在、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合は開催しておらず、「筆頭独立社外取締役」も決定しておりません。独立社外取締役のより有効な活用については、今後、監査役会との連携も含めて、当事者の意見を聴取しつつ検討してまいります。

【補充原則4-10-1(任意の諮問委員会等の活用)】

→ 当社は、現状、取締役会等における社外役員の役割は有効に機能していると考えられることから、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討への関与を目的とした独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関は設置しておりません。ただし、上記補充原則4-8に関する説明のとおり、独立社外取締役のより有効な活用については今後も検討してまいります。

【補充原則4-11-3(取締役会の実効性の分析・評価および概要の開示)】

→ 当社は、現在のところ、取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、今後は、原則として年1回、各取締役の自己評価等を参考に分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営等の見直しを行う予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4(いわゆる政策保有株式)】

純投資以外の目的で保有する上場株式(以下「政策保有株式」といいます。)に関する当社の方針は次に掲げるとおりです。ただし、現在のところ、政策保有株式の保有はありません。

- (1)当社は、取引関係・協業関係の構築・維持強化に繋がり、かつ当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、政策保有株式を保有する。
- (2)当社は、保有する主要な政策保有株式に関しては、毎年、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、上記保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の実断を実施する。
- (3)当社の保有する政策保有株式に係る議決権については、企業価値の向上の観点から、株式保有先企業の議案の合理性を総合的に判断し行使する。

【原則1-7(関連当事者間の取引)】

当社が関連当事者取引を行う場合の手続の枠組みは次に掲げるとおりです。

- (1)当社は、取締役会規則に基づき、取締役及び監査役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会での承認及び当該取引後の重要な事実の報告を求めるとともに、法令等に従い適時適切に開示する。
- (2)当社は、事業年度毎に各取締役、監査役、執行役員に対して開示の対象となる取引の有無の確認を行う。
- (3)当社は、主要株主等との取引を行う場合は、重要性が乏しい取引又は定型的な取引でない限り、取締役会にてその必要性と妥当性を判断し、株主共同の利益を害することを防止する。

【原則3-1(情報開示の充実)】

1. 経営理念、経営戦略、経営計画

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」、当社ホームページ、TKS report(株主向け報告書)等において開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針については、当社ホームページのIRライブラリー(<http://www.tksnet.co.jp/ir/library.html>)に「東京衡機コーポレートガバナンス基本方針」を掲載しております。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手続

取締役等の報酬決定方針と手続については、次に掲げるとおりであります。

- (1)取締役の月額報酬は、株主総会決議で承認された報酬限度額の範囲内で、世間水準及び従業員給与の最高額との均衡並びに会社への貢献度を考慮しつつ、原則として、役位に応じた報酬比率で算出するものとし、具体的金額は取締役会の決議により決定する。
- (2)取締役の賞与は、前項の月額報酬とは別に、会社の業績に応じて株主総会の決議を経て支給するものとし、具体的金額の決定は業績への貢献度等を考慮して取締役会の決議により行う。なお、社外取締役については、独立した客観的な立場に基づく経営の監視・監督機能を担うため、賞与の支給は行わないものとする。
- (3)取締役の退職慰労金については、一定の算定基準により、株主総会の決議を経て支給するものとする。但し、会社の業績によっては支給しないことがある。
- (4)執行役員の報酬は、取締役の報酬との均衡を考慮して、取締役会において決定する。
- (5)取締役会において取締役及び執行役員の報酬に係る議案を審議するにあたっては、社外取締役及び社外監査役は、独立した客観的な立場から当該議案を検討し、必要に応じて意見を表明する。
- (6)当社は、取締役会の決定に基づき、当社グループの経営幹部に対し、グループの持続的な成長に向けた中長期的なインセンティブの一つとして、現金報酬とのバランスを考慮しつつ、業績達成条件付新株予約権を適宜付与する。

4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に係る方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者の選定にあたっては、取締役社長が独立社外取締役を含む他の取締役及び監査役会の意見を聴取したうえで、次に掲げる方針に基づき指名し、取締役会において提案・説明を行い、その決議により決定いたします。なお、監査役候補者の指名にあたっては、財務・会計に関する適切な知見を有する監査役を1名以上確保するよう考慮し、事前に監査役会の同意を得ております。

(1)社内取締役及び社内監査役の候補者

当社グループにおける勤務経歴、実務経験、人事考課等を基にその人格、知見、実績等を踏まえ、総合的に勘案して指名する。

(2)社外取締役及び社外監査役の候補者

株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たし、かつ、経営者としての豊富な経験、学者・技術者としての見識、会計や法律に関する専門的知識等を有する者の中から総合的に勘案して指名する。

5. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の説明につきましては、基本的に株主総会の参考書類に必要事項を記載しております。また、代表取締役の異動につきましては、別途適時開示を行うとともに、臨時報告書を提出しております。

【補充原則4-1-1(取締役会の経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、原則として、法令、定款又は取締役会規則により取締役会決議事項と定められた事項その他取締役会が定める重要事項を除き、すべての業務執行の決定権限を経営陣に委任しています。

【原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)】

当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たした社外取締役を2名選任し、同取引所に届け出ております。ただし、現在のところ、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合は開催しておらず、「筆頭独立社外取締役」の決定は行っておりません(上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【補充原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)】参照)。

【原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準・資質)】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準については、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠しており、当該基準を満たしていることを前提に、経営者としての豊富な経験や、学者・技術者としての見識、会計や法律に関する専門的知識等を有する者の中から総合的に勘案して選定しております。

【補充原則4-11-1(取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方、取締役の選任方針・手続)】

取締役会は、実質的かつ充実した審議を可能とするため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ、執行役員制度の採用を前提とした定款で定める範囲内の適切な員数としています。また、業務執行に対する監視・監督機能の実効性を担保し、経営の透明性を確保するため、業務執行と一定の距離を置く独立した経営者、会計専門家、法律専門家その他の有識者を原則として複数名社外取締役として選任し、取締役会の多様化を図っております。

なお、取締役の選任方針と手続につきましては、上記【原則3-1(情報開示の充実)】の「4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に係る方針と手続」をご参照ください。

【補充原則4-11-2(取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況)】

取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況につきましては、有価証券報告書(第4【提出会社の状況】5【役員の状況】)をご参照ください。

【補充原則4-11-3(取締役会の実効性評価の結果の概要の開示)】

当社取締役会は、原則として年1回、取締役会全体の実効性について各取締役の自己評価等を参考に分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営等を見直します。ただし、現在のところ、取締役会の実効性評価は実施しておりません(上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【補充原則4-11-3】参照)。

【補充原則4-14-2(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)】

当社は、取締役及び監査役が会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、次に掲げる方針に基づき、研修等の機会を提供することとしています。

- (1) 新任の取締役・監査役が就任するにあたり、当社が必要と判断した場合又は本人からの要望があった場合は、社内研修の実施、外部研修への参加の手配等を行うことにより、取締役又は監査役に求められる役割・責務についての理解及びコンプライアンス意識の向上を促す。
- (2) 新任の社外取締役・社外監査役が就任する場合は、当社グループの組織、事業、制度、財務状況等についての説明を行うとともに、各事業所や子会社の見学等を実施することにより、当社グループの事業の実態についての理解を深められるように努める。
- (3) 上記(1)、(2)の研修は新任時に限らないものとし、任期中において必要と判断された場合は、その都度実施する。
- (4) 取締役及び監査役が外部の研修等に参加した場合、当社が必要と認める範囲において、その費用を負担する。
- (5) 取締役及び監査役は、各自の研修等の実施状況について、定期的に取り締めに報告する。

【原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が合理的と考える範囲で前向きに株主との対話の場を設けるとともに、次に掲げる方針に基づき、建設的な対話に努めております。

- (1) 株主との対話に係る体制の整備及び運用については、管理部門担当執行役員が統括する。
- (2) 株主との対話については、管理部総務課が窓口として企画・調整を担当し、管理部門担当執行役員又は株主の希望や関心事項を踏まえ当該執行役員から指名された者が行う。
- (3) 株主との対話の中で当社が把握した意見や要望等については、必要に応じて、取締役社長のほか監査役会、社内関係部署等に報告する。
- (4) 株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩がないように情報管理を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Dream Bridge株式会社	21,401,000	29.99
株式会社アジアゲートホールディングス	5,978,000	8.37
何 積橋	1,870,000	2.62
岡崎 由雄	1,050,000	1.47
早坂 天	1,029,000	1.44
前田 喜美子	718,000	1.00
石井 照義	560,000	0.78
飯屋 浩一	460,000	0.64
池上 道弘	406,000	0.56
株式会社SBI証券	406,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2月
業種	精密機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
花島 浩	他の会社の出身者													
神邊 英明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花島 浩	○	——	企業経営者としての豊富な知識と見識を有し、現況および経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立した立場から合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行できると判断されるため、独立役員に指定しております。
神邊 英明	○	——	製造業の企画管理業務および国際業務に関する豊富な知識と見識を有し、現況および経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれなく、経営陣から独立した立場から合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行できると判断されるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、双方の監査状況について随時確認及び意見交換を行うとともに、期末及び各四半期決算については、四半期毎にその対象期間の監査の総括及び意見交換を行っております。
 内部監査は、グループ内部監査室が計画を立案し、内部統制管掌取締役の承認の下、内部監査委員会が実施しており、内部監査委員長は、監査役及び会計監査人と適宜連絡・調整を行い、内部監査の効率的な実施に努めております。
 また、内部監査の結果、重要と判断される事項があった場合は、内部統制管掌取締役より取締役会及び監査役会へ報告することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
藤田 泰三	他の会社の出身者														
水川 聡	他の会社の出身者										○				
玉虫 俊夫	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 泰三	○	—	大手小売企業での長年のキャリアと企業経営者としての豊富な知識と経験を有し、幅広い知見を活かして経営に対し適宜適切なアドバイスをを行うことができ、また、現況及び経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立し公正かつ的確な監査を行うことができると判断されるため、独立役員に指定しております。
水川 聡	○	当社は、水川聡氏がパートナー弁護士を務める祝田法律事務所に所属する弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは	弁護士として企業法務に関する豊富な知識と見識を有し、その幅広い知見を活かして経営に対し適宜適切なアドバイスをを行うことができ、また、現況および経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立して公正かつ的確な監査を行うことができると

		ないと判断されることから、その概要の記載を省略いたします。	判断されることから、独立役員に指定しております。
玉虫 俊夫	○	—	大手小売企業での長年のキャリアと企業経営者としての豊富な経験を有し、幅広い知見を活かして経営に対し適宜適切なアドバイスを行うことができ、また、現況および経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立して公正かつ的確な監査を行うことができると判断されることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考にして独立性を判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年6月20日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、執行役員、従業員および外部協力者(顧問)ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員の士気および意欲をより一層向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、有償の業績連動型新株予約権の発行(平成28年7月5日付)を決議しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
---	-------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

上記の有償の業績連動型新株予約権の内容については、平成28年6月20日付「募集新株予約権(業績連動型新株予約権)の発行に関するお知らせ」に記載しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役及び監査役ごとに、社外役員を区分し、それぞれの報酬等の総額及び支給対象人員の数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等の額の決定については内規を定めており、報酬については、当該内規に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、世間水準及び従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位に応じた報酬比率で、取締役については取締役会決議を経て、監査役については監査役の協議を経て決定しております。また、退職慰労金については一定の算定基準により、賞与については会社の営業成績に応じて、それぞれ株主総会の決議を経て支給するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して管理部より事前に資料を配付するほか、内部統制室及び管理部において必要に応じて調査等の補助を行うとともに、適宜連絡を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

代表取締役社長の統括の下、各事業(部門)ごとに担当執行役員を置き業務執行を行っております。また、社長直轄の内部統制室を設置し、経

営環境の調査・分析及び経営戦略の立案並びに内部統制システムの整備・運用・監視・改善等を行っております。また、取締役の職務の執行の監査・監督については、取締役会による監督、監査役(会)と会計監査人による各監査のほか、内部監査委員会による内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従前より監査役会設置会社を採用しております。当社の企業規模では、経営の監督と執行を分離し一定数の社外取締役の確保を要する委員会設置会社は適合しないと考えております。また、当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤の社外監査役3名で構成され、各監査役は経営から独立した立場で取締役会に出席し適宜発言を行っており、常勤監査役は日常的に取締役の業務執行を監視し、必要に応じて代表取締役と意見交換を行っておりますので、経営に対し公正かつ適切な監視・監督が行える体制は現状において十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	事務スケジュール上可能な範囲で法定期限よりも早期に発送するように努めるとともに、東京証券取引所のTDnetおよび当社ホームページ上で発送前開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算で、毎年5月に定時株主総会を開催しており、集中日は問題となりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業行動指針の中で、情報開示について、「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時適切に開示する」旨を掲げ、ホームページにて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信その他の適時開示資料、招集通知、決議通知、年次報告書、中間報告書、定款、株式取扱規則、コーポレートガバナンス基本方針等	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部およびグループ経営企画部において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針の中で、株主、お客様、従業員、取引先等すべてのステークホルダーに配慮した経営を継続することで、広く社会に信頼される企業を目指すことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの試験機事業を担う子会社の株式会社東京衡機試験機において環境マネジメントシステムを構築し、自主的な活動として、環境配慮製品の開発や省エネ・省資源、廃棄物の分別・リサイクルの徹底、化学物質の適正管理、地域社会における環境保全活動等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動指針の中で、「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時適切に開示する」旨を掲げております。
その他	当社グループには現在女性管理職はおりませんが、人事評価制度に基づき、男性・女性を問わず有能な人材は適切に評価し、人物本位で管理職の登用を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、組織及び社内規程の整備を行っております。

1. 「取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
 - 1) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、他の執行部門から独立した部門として、社長直轄のグループ内部監査室を設置する。
 - 2) グループ内部監査室の下に、内部統制システムの整備・運用のため、各種委員会を設置する。
 - 3) 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - 4) 取締役は、法令・定款違反行為を発見した場合、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告することとし、ガバナンス体制の強化を図る。
 - 5) グループ内部監査室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役は、職務の執行に係る情報については、情報管理規程に基づき適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。
3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
 - 1) 内部監査強化のため、内部監査規程を定め、グループ内部監査室の管轄の下、適切な内部監査を実施する。
 - 2) 取締役及び取締役会は、内部監査が適切に行われているか否かを監督し、当社の内部監査体制に問題がある場合には直ちにこれを改善する。
 - 3) 各部門の潜在リスクの洗い出しを適宜行い、評価、管理することによって内部統制システムの強化を図る。
 - 4) 各部門の長は、リスク管理の状況を定期的にグループ内部監査室長、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
 - 1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。
 - 2) 各取締役が適切に職務を分担するとともに、組織規程等を定めて効率的な業務の執行を図る。
 - 3) 業務の運営については、全社的な目標を設定し、各部門において、その目標達成に向け具体策を立案し、的確に実施する。
5. 「会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
 - 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
 - 2) 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、子会社の状況に応じて必要・適切な管理を行う。
6. 「財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制」

当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、企業行動指針等に基づき必要な体制を整備するとともにその有効性を定期的に評価し改善する。
7. 「反社会的勢力の排除に向けた体制」

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。
8. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。
9. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
10. 「その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制」
 - 1) 監査役は、会計監査人並びにグループ内部監査室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
 - 2) 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力排除については、企業行動指針において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。」と謳い、反社会的勢力排除に向けて反社会的勢力対応規程を定め、当該規程の中に以下の基本方針を掲げております。
 - 1) 反社会的勢力とは断固として対決し、一切の関係を排除、遮断する。
 - 2) 不当要求に対しては毅然として拒絶し、民事・刑事両面から法令に則して対応する。
 - 3) 不法事案については事件化を躊躇せず、いかなる場合も裏取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備については、反社会的勢力対応規程を定め、主として以下のような活動を行っています。
 - 1) 反社会的勢力に対する対応責任者を定め、不当要求防止責任者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条)を選任し、公安委員会に届け出て、警察との連携を密にしている。
 - 2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、担当者が定期的に地区特殊暴力防止対策協議会の連絡会に出席し所轄警察署及び会員企業との情報交換を行うとともに、反社会的勢力排除に向けた各種研修会・講演会に参加している。
 - 3) 反社会的勢力に関する情報は、主として地区特殊暴力防止対策協議会の連絡会において収集し、担当部署にて一元的に管理・蓄積し、データベースとして活用している。
 - 4) 反社会的勢力に対する対応マニュアルを作成し窓口担当者及び各事業所の責任者に配付し周知徹底を図るとともに、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の作成した教材を使用し、新入社員に対しても被害防止の観点から教育を行っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

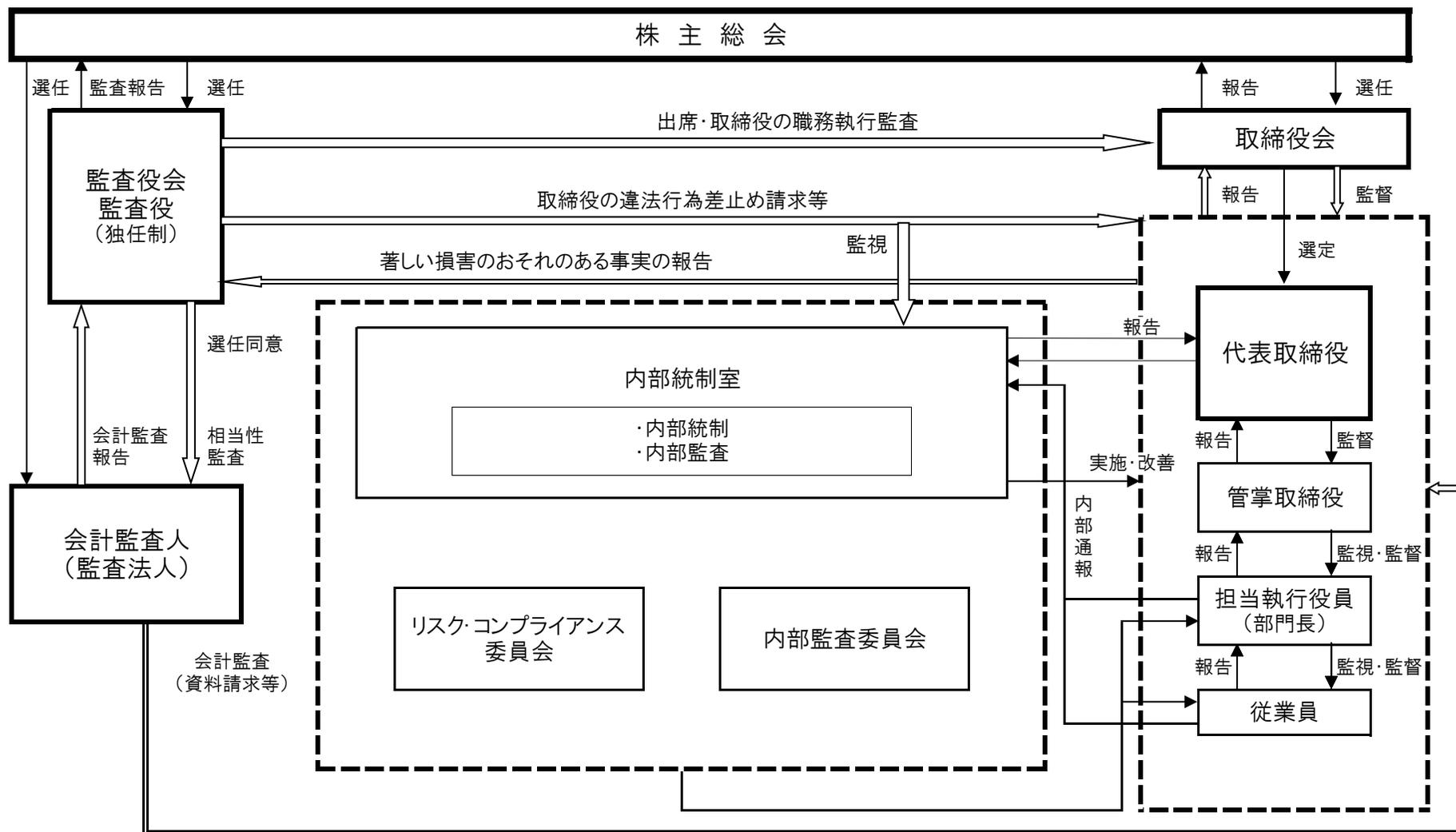
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

1. 代表取締役社長が情報管理最高責任者となり、他の役付取締役の中から適当と判断される者を情報管理責任者に指名し、実務を担当させる。
2. 当社の情報管理責任者は管理部長であり、その指示の下、管理部において情報管理を行う。
3. 各部門の情報管理については、部門長が情報管理者となり、部門内の重要情報の把握に努め、重要情報を確認した場合は、管理部を通して情報管理責任者に報告する。
4. 子会社の情報管理については、グループの報告体制を整備するとともに、グループ経営管理部及び管理部において重要情報の確認を行い、情報管理責任者に報告する。
5. 決算情報については、管理部において経理業務を行う中で日常的に情報の収集・分析を行い、業績予想の修正が必要と見込まれる場合は、情報管理責任者に報告する。
6. 適時開示を要する重要情報であるか否かについては、管理部において法令・諸規則の確認・調査を行い、その結果に基づき情報管理責任者が判断する。
7. 適時開示を行う必要がある場合は、発生事実については発生後遅滞なく、決定事実及び決算情報については取締役会又は代表取締役社長の決定ないし承認後遅滞なく、管理部において適時開示資料を作成し、情報管理責任者及び情報管理最高責任者の承認の下、TDnetにて開示手続きを行う。
8. 適時開示を行った場合は、当社ホームページに適時開示資料を掲載し、広く公開する。

内部統制システム



→ マネジメントに係る内部統制
 ⇨ ガバナンスに係る内部統制